

## 水利施設管理強化事業実施要綱

	令和3年3月29日付け	2農振第3534号
	令和4年3月30日	3農振第2972号
	令和4年12月2日	4農振第2191号
	令和5年3月28日	4農振第3060号
	令和5年11月29日	5農振第1967号
	令和6年4月1日	5農振第2630号
	令和7年4月1日	6農振第2416号
	令和7年6月2日	7農振第613号
最終改正	令和7年8月6日	7農振第1313号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 開 発 局 長  
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

### 第1 目的及び趣旨

水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区、土地改良区連合又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

#### 2 連携管理保全型

連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）及び管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する支援を行う。

#### 3 特別型

##### （1）流域治水対策

流域治水対策は、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する、以下のいずれかの取組に対する支援を行う。

ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

(ア) 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

## (2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策は、渇水・高温対策計画に基づき、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）の渇水・高温対策体制の整備を図る事業とする。

## (3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策は、国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

## 4 管理水準向上型

(1) 管理水準向上型は、管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、1、2及び3の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う事業とする。

(2) 当該事業は、技術の開発及び普及の状況等を踏まえて、5年後に見直しを行うこととする。

## 5 包括的民間委託推進型

(1) 包括的民間委託推進型は、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、1、2及び3の要件に該当する施設において、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む施設管理者を支援する事業とする。

(2) 事業実施期間は、令和8年度までとする。

## 6 省エネルギー化推進型

(1) 省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、以下のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。

ア 1、2又は3の対象施設

イ 直近12か月の施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設

(2) 事業実施期間は、令和7年度に限るものとする。

### 第3 事業実施主体

- 1 一般型、連携管理保全型、特別型、管理水準向上型、包括的民間委託推進型  
事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 2 省エネルギー化推進型  
事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合とする。

### 第4 水利施設管理強化計画

- 1 管理強化計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。
- 2 策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあつては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあつては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的・経済的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。
- 3 連携管理保全型においては、連携管理保全計画と整合させて、管理強化計画を策定するものとする。

### 第5 管理水準向上計画

管理水準向上型の向上計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあつては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあつては都道府県及び関係土地改良区等と、管理水準の向上に向けた方策をそれぞれ協議するものとする。

### 第6 包括的民間委託推進計画

包括的民間委託推進型の委託推進計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあつては事業実施主体と施設管理者が施設の包括的民間委託の方策を協議するものとする。

### 第7 省エネルギー化推進計画

省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあつては事業実施主体と施設管理者が施設の省エネルギー化の方策を協議するものとする。

### 第8 事業の申請

#### 1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長にあつては、管理強化計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をい

う。以下同じ。)に提出するものとする。

## 2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村長にあつては、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 3 管理水準向上型

- (1) 管理水準向上型を実施しようとする市町村長にあつては、向上計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、管理水準向上型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく向上計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 4 包括的民間委託推進型

- (1) 包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長にあつては、委託推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく委託推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 5 省エネルギー化推進型

- (1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする土地改良区等にあつては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第9 事業の採択

- 1 地方農政局長等は、第8の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事)に採択通知書を交付するものとする。
- 2 市町村又は土地改良区等の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村長又は土地改良区等へ採択の決定を通知するものとする。

## 第10 計画の変更

### 1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の手に準じて変更を行うものとする。
- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

## 2 特別型

(1) 流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の提出があったとき又は都道府県が流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

## 3 管理水準向上型

(1) 向上計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第5の手續に準じて変更を行うものとする。

(2) 向上計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の向上計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、向上計画の変更を行った市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は都道府県が向上計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

## 4 包括的民間委託推進型

(1) 委託推進計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第6の手續に準じて変更を行うものとする。

(2) 委託推進計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の委託推進計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、委託推進計画の変更を行った市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は都道府県が委託推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

## 5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第8の手續に準じて変更を行うものとする。

(2) 省エネ計画の変更を行った土地改良区等にあつては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

## 第11 補 助

1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費、別表5に掲げる包括的民間委託推進型の事業費及び別表6に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

## 第12 報 告

### 1 管理水準向上型

- (1) 市町村は、管理水準向上型を実施したときは、実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が管理水準向上型を実施したときは、実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

### 2 包括的民間委託推進型

- (1) 市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

### 3 省エネルギー化推進型

- (1) 土地改良区等は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

## 第13 委 任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

### 附 則

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

### 附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度において、連携管理保全型は、土地改良法第57条の14に規定する協議会を設置しており、連携管理保全計画を策定することが確実と見込まれる土地改良区等を支援の対象に含めることとする。
- 3 令和7年度において、第8の1、2又は3に基づき事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和7年12月末日までとする。
- 4 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年8月6日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している特別型（温水・高温対策）については、なお従前の例による。

別表 1

一般型の事業費	
ア	多面的機能の発揮に対応した費用 管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。
イ	治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用 管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設のうち、以下の（1）から（4）までのいずれかに該当する施設の管理に要する費用に 1.75 分の 0.75 を乗じて得た額を上限とする費用。  （1）治水協定ダム（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結している農業用ダムをいう。以下同じ。） （2）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定する都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画に位置付けられている施設 （3）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき策定する都道府県の水防計画に位置付けられている施設 （4）地方公共団体の長と土地改良区等の長が地域の防災・減災のために締結している協定に位置付けられている施設
ウ	その他 管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用。

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 2

連携管理保全型の事業費	
ア	施設の管理に要する費用 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の管理に要する費用。
イ	その他 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 3

特別型の事業費	
(1) 流域治水対策	
ア	基礎的取組 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用。
(2) 渇水・高温対策	
ア	基礎的取組 渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 渇水・高温対策のための用水対策（渇水対策のための BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）に要する費用。
(3) 特定外来生物対策	
ア	基礎的取組 特定外来生物対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ	追加的取組 特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く）。

注 別表 5 の費用を除くものとする。

別表 4

管理水準向上型の事業費	
向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用。	

別表 5

包括的民間委託推進型の事業費	
ア	調査、契約書類の作成等に要する費用 委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等に要する費用
イ	包括的民間委託に係る費用 事業の採択を申請する前年度以前において、土地改良区等の職員が自ら実施していた業務等を含めて包括的民間委託を行うことにより追加的に必要となる費用

別表 6

省エネルギー化推進型の事業費	
ア	省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用
	省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用
イ	農業水利施設の管理に要する費用
	省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用

## 水利施設管理強化事業実施要領

	令和3年3月29日付け	2農振第3535号
	令和4年3月30日	3農振第2973号
	令和4年12月2日	4農振第2192号
	令和5年3月28日	4農振第2550号
	令和5年9月29日	5農振第1644号
	令和5年11月29日	5農振第1968号
	令和6年4月1日	5農振第2631号
	令和6年4月26日	6農振第315号
	令和7年4月1日	6農振第2441号
	令和7年6月2日	7農振第614号
最終改正	令和7年8月6日	7農振第1314号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合開発局長  
北 海 道 知 事 } 殿

農村振興局長

事業の実施に関しては、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 第1 事業の内容等

- 1 要綱第2の1の「一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設」は、国営土地改良事業又は水資源機構かんがい排水事業の事業計画上の関連事業又は用水計画若しくは排水計画に位置付けられている都道府県営造成施設とし、要綱第2の2においては、これらに加えて、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）に位置付けられている都道府県営造成施設も対象とする。
- 2 要綱第4の水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）は別紙様式第1号によるものとし、提出に当たっては次の資料を添付することとする。
  - (1) 要綱第2の1の一般型においては、要綱別表1のイの(1)から(4)までに該当する施設がある場合には、その事実が確認できる資料の写し。なお、管理強化計画を提出する年度内に治水協定を締結等する見込みの施設については、締結等予定年月と締結等後速やかにその事実が確認できる資料の写し。
  - (2) 要綱第2の2の連携管理保全型においては、連携管理保全計画の写し又は管理施設が連携管理保全計画に位置付けられることを確認できる資料の写し。
- 3 要綱第5の管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）は、別紙様式第2号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。
- 4 要綱第6の包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、別紙様式第3

号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。

- 5 要綱第7の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第4-1号又は第4-2号により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。要綱第2の6の（1）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあつては、当該施設の管理者の直近12か月の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であったことを証明する書類等を添付するものとする。
- 6 要綱第2の3の（2）の特別型（渇水・高温対策）及び要綱第2の6の省エネルギー化推進型の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む2つ以上の取組を実施するものとする。
- 7 特別型（渇水・高温対策）及び省エネルギー化推進型の支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。

## 第2 事業の申請

### 1 一般型及び連携管理保全型

- （1）要綱第8の1の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-4号によるものとする。
- （2）要綱第8の1の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-5号によるものとする。

### 2 特別型

- （1）要綱第8の2の（1）の「流域治水推進計画」は、別紙様式第5-1号によるものとし、要綱第2の3の（1）のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。
- （2）要綱第8の2の（1）の「渇水・高温対策計画」は、別紙様式第5-2号によるものとする。
- （3）要綱第8の2の（1）の「特定外来生物対策計画」は、別紙様式第5-3号によるものとする。
- （4）要綱第8の2の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-6号によるものとする。
- （5）要綱第8の2の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-7号によるものとする。

### 3 管理水準向上型

- （1）要綱第8の3の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-8号によるものとする。
- （2）要綱第8の3の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-9号によるものとする。

### 4 包括的民間委託推進型

- （1）要綱第8の4の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-10号によるものとする。
- （2）要綱第8の4の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-11号によるものとする。

### 5 省エネルギー化推進型

- （1）要綱第8の5の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-12号によるものとする。
- （2）要綱第8の5の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-13号によるものとする。

## 第3 事業の採択

- 1 要綱第9の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第6-1号によるものとする。

る。

- 2 要綱第9の市町村又は土地改良区等（土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。）に対する通知は別紙様式第6-2号により行うものとする。

#### 第4 計画の変更

##### 1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 要綱第10の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第10の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

##### 2 特別型

- (1) 要綱第10の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。
- (3) 要綱第10の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。
- (4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。
- (5) 要綱第10の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。
- (6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

##### 3 管理水準向上型

- (1) 要綱第10の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第10の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

##### 4 包括的民間委託推進型

- (1) 要綱第10の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第10の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

## 5 省エネルギー化推進型

- (1) 要綱第 10 の 5 により「省エネ計画」を変更したときは、市町村又は土地改良区等は、別紙様式第 7-13 号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。
- (2) (1) の規定により市町村又は土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第 10 の 5 により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第 7-14 号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

## 第 5 事業の実績報告

- 1 要綱第 12 の 1 の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8-1 号により報告するものとする。
- 2 要綱第 12 の 2 の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8-2 号により報告するものとする。
- 3 要綱第 12 の 3 の省エネルギー化推進型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8-3 号又は別紙様式第 8-4 号により報告するものとする。

## 第 6 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

### 附 則

この通知は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

### 附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 6 の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

よる。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年8月6日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している特別型（湯水・高温対策）については、なお従前の例による。

〇〇地区水利施設管理強化計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
関係市町村名		関係土地改良区名	
地区受益面積		受益農家戸数	
基本国営事業等			

2. 地域概要

(1) 概況

--

(2) 地域農業の展開方向

--

(3) 地域の開発方向

--

(4) 土地改良施設の地域社会との関わり

--

(5) 連携管理保全計画に基づく連携の概要 ※連携管理保全型の場合のみ記載

①関係者（市町村、集落、水利組合、多面的機能支払活動組織等）との連携の概要  ②土地改良区間の連携の概要
--

注：1) 単一の土地改良区等が単独で連携管理保全計画を策定する場合は、①のみを記載する。  
 2) 複数の土地改良区等が共同で連携管理保全計画を策定する場合は、①に加え、②を記載することとし、合併、連合又はその他の連携（水利調整、洪水時及び渇水時の人材及び資機材の融通等）の概要を記載する。

3. 施設概要

(〇〇土地改良区、〇〇市) ※施設管理者ごとに記載

ア. ダム

施設名	堤高 (m)	総貯水量 (千 $m^3$ )	設計洪水量 ( $m^3/s$ )	地域防災計画等 への位置付けの 有無	治水協定ダム

イ. 頭首工

施設名	堤長 (m)	設計洪水量 ( $m^3/s$ )	地域防災計画等への 位置付けの有無

ウ. 用水機場

施設名	揚程 (m)	用水量 (m <sup>3</sup> /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

エ. 排水機場

施設名	総口径 (mm)	排水量 (m <sup>3</sup> /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

オ. 樋門

施設名	通水量 (m <sup>3</sup> /s)	地域防災計画等への 位置付けの有無

カ. 水路

施設名	延長 (m)	地域防災計画等への 位置付けの有無

キ. その他施設

施設名	規模・構造	地域防災計画等への 位置付けの有無

注：多面的機能支払活動組織と連携して連携管理保全計画を策定する場合であっても、多面的機能支払交付金の対象施設は、水利施設管理強化事業の対象施設とはならないことから、当該施設は本欄には記載しないよう留意する。

4. 事業費

<一般型の場合>

(〇〇土地改良区、〇〇市) ※施設管理者ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 多面的機能の発揮に対応した費用		
イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用		
ウ その他		

<連携管理保全型の場合>

(〇〇土地改良区、〇〇市) ※施設管理者ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 施設の管理に要する費用		
イ その他		

流域治水推進計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千 $m^3$ )	設計洪水量 ( $m^3/s$ )	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 ( $m^3/s$ )	設計洪水量 ( $m^3/s$ )	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 ( $m^3/s$ )

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 ( $m^3/s$ )

設計洪水量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

オ. 樋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 ( $\text{千m}^3$ )

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

※協定等の区分については、要綱第2の3の(1)のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等を記載すること。

### 3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例) 費用の積上げ		
・会議費	〇〇円	
・研修費	〇〇円	
・資料作成費	〇〇円	
・観測設備設置費	〇〇円	
・観測設備点検整備費・通信費	〇〇円	
計		

### 4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
(記載例1) 費用の積上げ		
・事前放流等対応の人件費	〇〇円	〇〇円/人・日×〇日
・ゲート操作等電気料金	〇〇円	
・その他（消耗品費等）	〇〇円	
(記載例2) 排水施設の管理費に占める流域治水対策相当分	〇〇円	管理費 × $\frac{\text{集落・市街地の面積}}{\text{内部流域面積}}$
(記載例3) ダム、ため池の管理費に占める流域治水対策相当分	〇〇円	管理費 × $\frac{\text{集落・市街地の面積}}{\text{浸水想定区域面積}}$
計		

※1 対象となる施設ごとに記載すること。

※2 3の取組の費用と4の取組の費用が重複することのないように整理すること。

別紙様式第5-6号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2の（1）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

- ※ 渇水・高温対策に係る申請を行う場合は、「渇水・高温対策計画」
- 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第5-7号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2の（2）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

- ※ 渇水・高温対策に係る申請を行う場合は、「渇水・高温対策計画」
- 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長  
〔 北海道にあつては農村振興局長  
 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<連携管理保全型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<管理水準向上型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<包括的民間委託推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号  
年 月 日

〇〇市町村長 殿

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<連携管理保全型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<管理水準向上型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<包括的民間委託推進型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第 7 - 3 号

流域治水推進計画変更手続書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 2 により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）  
※別紙様式第 5 - 1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 7 - 4 号

流域治水推進計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農村振興局長  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 2 により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）  
※別紙様式第 5 - 1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。